

### 3 情報公開請求件数(平成29年1月1日～平成29年5月31日)

請求(申出)件数と決定内容の内訳												
月	請求者数 (今期の実人数 の累計)	請求数 (請求・申出数)	義務的請求 (注1)	任意的申出 (注2)	請求件数 (所管課別)	全部公開	部分公開	非公開 (注3)	文書 不存在	存否応答 拒否	検討中 (注4)	その他
1月	4	4	3	1	4		4					
2月	9	5	4	1	6	1	3		2			
3月	14	7	5	2	7	1	6					
4月	15	2	1	1	2	1	1					
5月	20	9	5	4	9		7		2			
合計	-	27	18	9	28	3	21	0	4	0	0	0
比率(%)	-	100%	66.7%	33.3%	100%	10.7%	75.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%

(注1) 義務的請求とは、条例施行日(平成11年7月1日)以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。

(注2) 任意的申出とは、条例施行日(平成11年7月1日)より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び条例第5条に定める義務的請求が可能者以外からの公開申出である。

(注3) 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

(注4) 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

#### 4 情報公開請求の所管別内訳（平成29年1月1日～平成29年5月31日）

実施機関	所管名	件数	比率(%)	実施機関	所管名	件数	比率(%)			
議会	議会事務局	1	3.6%	市長	子ども家庭部	子ども総務課				
市長	会計課					子育て支援課				
	経営政策部	秘書広報課					子ども育成課	1	3.6%	
		企画政策課					児童課			
		都市マーケティング課					資源循環部	管理課	1	3.6%
		総合戦略推進担当						ごみ減量推進課		
		行政経営課						施設課		
		施設再生推進課					まちづくり部	都市計画課	1	3.6%
		財政課	2		7.1%	まちづくり推進課				
	情報政策課				市街地整備課					
	総務部	総務課				用地課				
		人事課	4		14.3%	みどり公園課				
		管財課				道路管理課		1	3.6%	
		営繕課				公共交通課				
		契約課				下水道課				
	市民部	法務課				教育委員会	教育部	庶務課	1	3.6%
		市民課						学務課	1	3.6%
		市民協働課						指導室	1	3.6%
		市民相談・交流課	1		3.6%			(学校)	小学校	
		課税課							中学校	
		納税課						子ども・教育支援課		
産業振興課		1	3.6%	社会教育課						
環境安全部	地域安全課			市民スポーツ課	1			3.6%		
	環境・住宅課			図書館						
	防災安全課			公民館						
健康福祉部	地域福祉推進課	1	3.6%	ふるさと歴史館						
	生活福祉課	4	14.3%	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
	高齢介護課	4	14.3%	農業委員会	農業委員会事務局					
	障害支援課			監査委員	監査委員事務局			1	3.6%	
	健康増進課			固定資産評価審査委員会						
	保険年金課	1	3.6%	合計		28	100%			

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

## 5 情報公開請求の状況(平成29年1月1日～平成29年5月31日)

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
34	H29.1.10	(仮)老人ホームの開発申請の多摩湖町2丁目宅地造成に係る確約書及び都市計画法第32条同意書発行と指導要綱における協定締結	H29.1.20	部分公開	ア、事業計画審査結果通知書(H28.8.17付) イ、同意並びに協議書(H28.12.19付)	土地を開発する際に事業者から提出される「確約書」は、市への提出が義務付けられている文書ではない。老人ホームの開発申請に係る「確約書」は提出されていないため、文書不存在	都市計画課	
35	H29.1.10	H28年度国民健康保険における海外療養費の診療報酬明細書点検業務に係る下記書類 1、入札明細書 2、仕様書 3、入札(見積合わせ)参加業者及び各業者の応札金額 4、契約書及び契約金額	H29.1.24	部分公開	H28年度国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務に係る下記書類 ア、委託単価契約書 イ、入札(見積)経過報告書	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	保険年金課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
36	H29.1.23	市道に設置されるLED街灯(道路照明灯・防犯街路灯)のリース契約及び事前調査に係る契約関係資料	H29.2.6	部分公開	<p>28東総契契第120356号「東村山市街路灯LED化事業賃貸借契約」に係る下記書類            ア、執行伺起案書            イ、契約締結請求書            ウ、予定価格の決定について            エ、見積経過報告書            オ、契約締結起案書            カ、契約締結決定通知書            キ、契約台帳            ク、契約事務分掌の指定書            ケ、賃貸借契約書            コ、相手方登録依頼書</p> <p>28東総契契第120321号「東村山市街路灯LED化に係る導入調査業務委託」に係る下記書類            サ、執行伺起案書            シ、契約締結請求書            ス、予定価格の決定について            セ、見積経過報告書            ソ、契約締結起案書            タ、契約締結決定通知書            チ、契約台帳            ツ、契約事務分掌の指定書            テ、委託契約書</p>	<p>ア、エ、ケ～サ、セ、テの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>コの文書について「契約相手先の振込先口座情報(口座名義を除く)」は、法人の内部管理情報であり、公開すると口座の不正利用など事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>サの文書について「契約相手先の法人の担当者氏名・役職・メールアドレス・生年月日・経験年数・業務実績」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>	道路管理課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
37	H29.1.30	H28.10.3付「東村山市長措置請求書」に係る●●●の文書すべて	H29.2.27	部分公開	ア、H28年度No.51起案書「東村山市長措置請求書の受付」 イ、H28年度No.52起案書「住民監査請求に伴う住民票の写しの交付(依頼)」 ウ、H28年度No.54起案書「住民監査請求に伴う第1回監査委員協議会の開催」 エ、H28年度No.59起案書「住民監査請求に伴う第1回監査委員協議会」 オ、H28年度No.60起案書「住民監査請求に係る結果について(通知)」	アの文書について「請求人の住所・氏名・印影、●●●の会計監査者の氏名・印影、公開請求者以外の特定の個人を識別することができる部分」 イの文書について「請求人の住所・氏名・生年月日・性別・住民となった日・前住所・住定年月日・届出年月日」 エの文書について「請求人の氏名・住所・印影、公開請求者以外の特定の個人を識別することができる部分」 ↑ 上記のいずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  アの文書について事実証明として提出された「報告書・金銭出納帳の写し(H24年度～H27年度まで)及び金銭出納帳の写しを基に作成した支出一覧表(H24年度からH27年度まで)」は、任意団体である●●●の内部文書及びそれを基に作成された書類であり、公開すると事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	監査委員事務局	請求対象の公文書に、任意団体が作成した書類の写し及び個人が作成した書類が含まれており、条例第14条第1項の規定に基づき、任意団体及び個人に照会を行う必要があるため、H29.2.28まで期間延長

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
38	H29.2.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立第四保育園屋上防水改修工事の契約書</li> <li>・工事を決定した経過がわかる会議の議事録など</li> </ul>	H29.2.24	部分公開	ア、28東総契工第110049号「市立第4保育園屋上防水改修工事」 イ、H28年度No.442「執行伺(執行理由を記載しているページ)」	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども育成課	
39	H29.2.16	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、H26、H27年度における生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録及び資料</li> <li>2、H24年度以降の生活保護不正受給に係る被害届、告訴状及びその原義、添付資料すべて</li> <li>3、生活保護法第78条決定にあたっての自治体独自マニュアル、申し合わせ事項</li> <li>4、自治体独自の生活保護不正受給防止のためのマニュアル</li> </ol>	H29.3.31	部分公開	生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議記録表(H26年度、H27年度)	<p>「対象者及び親族等の氏名・住所・国籍・疾病名・受診医療機関名・勤務先・通学先の名称」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「心身の状況・家族状況に関する詳細部分、生活保護に至る経過の詳細部分、不正受給の返還に関する対象者とのやりとりのうち本人の心情等が記載された部分」は、特定個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>左の請求内容1の「ケース診断会議の添付資料」について、診断時にケース診断会議記録表の他に資料は用いていないため、文書不存在</p>	生活福祉課	請求対象の公文書が多く、非公開部分の検討にも時間がかかるため、H29.3.31まで期間延長

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>左記の請求内容2について、生活保護不正受給に係る被害届及び告訴状等を市から警察に提出したことがこれまでにないため、文書不存在</p> <p>左記の請求内容3、4について、マニュアル及び申し合わせ事項を作成していないため、文書不存在</p>		
40	H29.2.16	東村山市商業振興基本方針策定委員会に関するすべて(商業振興基本方針は除く)	H29.3.2	公開	<p>ア、H28年度No.627起案書「東村山市商業振興基本方針策定委員会設置要領」</p> <p>イ、H28年度No.629起案書「東村山市商業振興基本方針策定委員会開催通知」</p>		産業振興課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H29.2.24	H29年度東村山市外国語指導補助業務委託に係る下記書類 1、プロポーザル審査結果配点表 2、参加業者の企画提案書 3、受注金額	H29.3.22	部分公開	ア、評価項目別集計 イ、選定事業者の企画提案書の抜粋 （『表紙』、『目次』、P.2『経営理念』、P.3『会社概要』、P.4～P.6『組織体制』、P.10『本業務に係る御見積額』、P.15『採用基準・方法』、P.37～P.39『研修体制、裏表紙』）	アの文書について 「評価項目ごとの点数の詳細な内訳」は、公開すると事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  イの文書について 「参考見積額」のうち「法人代表者の印影」は、第6条第3号の法人情報に該当し非公開  「参考見積額」のうち「見積金額、見積金額が算出できる部分」について、事業者がプロポーザル参加時に提案した見積金額は契約締結前の参考金額であるため、契約金額ではない。そのため、当該見積金額を公開すると、未確定の情報が確定したと誤認を与えるおそれがあるため、条例第6条第5号の意思形成過程情報に該当し非公開	指導室	※任意的申出  請求内容の企画提案書について、選定事業者に公開の是非の照会を行う必要があるため、H29.3.24まで期間延長



No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
41						<p>「法人の事業運営上のノウハウにあたる部分」は、公開すると当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>『組織体制』、『ALT研修体制及び内容』のうち、「従業員の氏名(会社代表者を除く)及び顔写真」は条例第6条第2号に該当し非公開</p> <p>「選定事業者以外の企画提案書」は、事業者の未公表著作物であるとともに、その内容が法人の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>左記の請求内容3の「受注金額が記載された公文書」は契約締結前で金額が未確定のため、現時点では該当文書を作成しておらず文書不存在</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
42	H29.2.28	●●●の監査に係る市職員及び社会福祉協議会職員の処分に関する書類すべて	H29.3.14	文書不存在		社会福祉法人東村山市社会福祉協議会は、職員の懲戒処分について東村山市に報告する義務はなく、市は当該処分に関する書面報告を受けていないため、文書不存在	高齢介護課	
			H29.3.10	文書不存在		請求日時点では、請求内容に係る処分を行っていないため、文書不存在	人事課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
43	H29.3.2	1、東京地裁H4年(行ウ)第67号事件(H5.7.16判決) 2、東京高裁H5年(行コ)第138号事件(H6.7.27判決) 3、最高裁H6年(行ツ)第217号事件(H10.4.24判決) 上記事件に係る被告(東村山市外4名が係属裁判所に提出した訴状及び主張書面(答弁書、準備書面等)、原告が係属裁判所に提出した訴状及び主張書面(準備書面等)並びに判決文。ただし、これらの文書に係るメモ、起案書、報告書等を除く。	H29.3.15	部分公開	ア、訴状 「東京地方裁判所H4年(行ウ)第67号事件」に係る下記書類 イ、H4.5.18付「答弁書」 ウ、H4.6.30付「準備書面」 エ、H4.7.2付「第一準備書面」 オ、H4.9.29付「準備書面」 カ、H4.10.8付「第三準備書面」 キ、H4.10.25付「準備書面」 ク、H4.11.25付「準備書面(四)」 ケ、H5.2.22付「準備書面(五)」 コ、H5.4.19付「第六準備書面」 サ、H5.4.19付「第七準備書面」 シ、H5.7.27付「控訴状」 東京高等裁判所H5年(行コ)第138号事件に係る下記書類 ス、H6.1.17付「準備書面」 セ、H6.1.17付「求釈明の申立書」 ソ、H6.1.17付「第一準備書面」 タ、H6.4.4付「準備書面」 チ、H6.4.4付「第三準備書面」 ツ、H6.6.21付「準備書面」 テ、H6.8.9付「上告状」 最高裁判所H6年(行ツ)第217号事件に係る下記書類 ト、上申書 ナ、判決	ア、エ、カ、ケ、コ～シ、セ、ソ～チ、テの文書について 「原告の印影」 ア～ナの文書について 「原告の氏名・住所・議員任期・所属・会派名・選挙結果、被相続人の氏名・住所、被告の住所」 チ、ツの文書について 「会議録原本閲覧請求者の氏名」 ↑ 上記いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  ク、ケ、タの文書について 「弁護士の印影」は、公開すると印影偽造など事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  左記の請求内容1に係る書類のうち、「H4.8.2付第二準備書面」及び左記の請求内容2に係る書類のうち、「H4.2.28付第二準備書面」及び「H4.2.28付被控訴人主張書面」は、文書不存在のため非公開	議会事務局	※任意的の申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
44	H29.3.6	H24年度～H27年度●●●の不正問題について、当該年度の会計担当者に対して行ったヒアリングの内容に関する全ての書類	H29.3.21	部分公開	ア、H28年度No.1546報告・復命書「●●●会計ヒアリング」 イ、H28年度No.1637報告・復命書「●●●会計ヒアリング」	ア、イの文書について「ヒアリングの出席者氏名（市職員及び老人クラブ連合会事務局長の氏名を除く。）」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  「ヒアリング対象者の回答内容（東村山市議会等で公にしている内容を除く。）」について、本ヒアリングは、内容を公にすることを前提としていないものであって、公開することにより、ヒアリング対象者が意見や事情を説明することを躊躇し、今後の補助金執行上の確認作業遂行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開  イの文書について「サークル活動に係る二重に計上されている経費についての東村山市の考え方的一部分」は、まだ確定していない情報であって、当該情報を公開すると、未確定の情報が確定したものであると誤認を与え、今後の補助金執行上の確認作業遂行に支障が生ずるおそれがある。そのため条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	高齢介護課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
45	H29.3.10	老人クラブ●●●のH24年度～H27年度の収支報告書及びそれに関する書類すべて	H29.3.21	部分公開	ア、H24年度老人クラブ運営実績報告について ・活動状況報告書 ・月ごとの活動状況 ・収支報告書 イ、H25年度～H27年度東村山市老人クラブ活動実績報告書 ・活動状況報告書 ・月ごとの活動状況 ・収支報告書	ア、イの文書について「老人クラブ●●●の代表者の印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  「会計担当者及び会計監査の氏名・印影」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	高齢介護課	
46	H29.3.14	H28.6月入札の市立中学校特別教室空調設備設置工事における内訳書	H29.3.16	公開	H28年度「市立中学校特別教室空調設備設置工事(市立東村山第四中学校他1校)(空調設備)工事設計書」		庶務課	
47	H29.3.17	生活困窮者自立支援業務委託に係る下記書類 1、委託開始年度の契約書 2、H28年度の契約書	H29.3.31	部分公開	ア、27東総契契委第120138号「東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託」委託契約書 イ、28東総契契委第120166号「東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託」委託契約書	ア、イの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	生活福祉課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
48	H29.3.21	H29.1.25付「都有地活用による地域のインフラ整備事業介護老人保健施設等整備等・運営事業者の決定」の選定審査会における議事録及び資料	H29.4.3	部分公開	ア、H28年度No.1441報告書「第1回介護老人保健施設等整備事業者選定委員会(報告)」 イ、H28年度No.1576「第2回介護老人保健施設等整備事業者選定委員会(報告)」	アの文書について「会議録、現地視察・ヒアリング報告の内容、財務関係審査結果報告書、応募申込書概要一覧、借受申請書概要一覧のうち、応募内容、法人が特定されるおそれがある内容、法人が特定された場合に不利益が生ずると認められる内容(本公文書公開請求者に関する箇所および借受決定者について公表されている箇所を除く)。」  イの文書について「会議録、採点結果集計表、応募事業者別得点集計表、事前確認報告のうち、応募内容、法人が特定されるおそれがある内容、法人が特定された場合に不利益が生ずると認められる内容(本公文書公開請求者に関する箇所および借受決定者について公表されている箇所を除く)。」 ↑ 上記のいずれも公開すると当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	高齢介護課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>ア、この文書について「市職員以外の選定委員氏名及び専門委員の氏名」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について「応募事業者別得点集計表のうち本公文書公開請求者の項目別の得点」は、公開すると将来同種の事務事業の公正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
49	H29.3.23	<p>ほっとシティ東村山に係る下記情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、相談件数及び年齢別内訳</li> <li>2、就職に至った件数の職業内訳と雇用別形態 (正規・非正規か、やまて企業グループへの就職件数と内訳、就職先所在地)</li> <li>3、相談受付後、生活保護受給に至った件数、その判断は誰が行うのか、その判断基準</li> <li>4、就職一年経過後の状況 (再就職した件数、離職していた場合の件数と理由)</li> <li>5、再相談者のうち再就職人数</li> <li>6、相談途中での辞退件数と理由</li> <li>7、各年度の職員数、職員の資格</li> <li>8、担当所管はどこか、市との連携や協議方法</li> <li>9、就労支援について、企業開拓と職業紹介の方法</li> <li>10、契約入札日</li> <li>11、市がやまて企業組合に委託している事業一覧、内容及び予算額</li> <li>12、やまて企業組合は、他市でほっとシティ東村山と同種の事業をどの程度受託しているのか</li> <li>13、応募事業者数、募集要項の写し</li> <li>14、やまて企業組合に決定した理由及び選考経過</li> <li>15、委託契約書</li> <li>16、実績報告書</li> </ol>	H29.4.4	部分公開	<p>ア、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託にかかるプロポーザル実施要領</p> <p>イ、第2回東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会(報告)</p> <p>ウ、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託業者選定会設置要綱</p> <p>エ、東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託に関するプロポーザル選定結果</p> <p>オ、27東総契契委第120138号「東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託」委託契約書</p> <p>カ、28東総契契委第120166号「東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託」委託契約書</p> <p>キ、28東総契契委第120164号「生活困窮者等就労支援業務委託」委託契約書</p> <p>ク、H27年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況 調査票(3月分)</p> <p>ケ、H28年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況 調査票(1月分)</p>	<p>オ～キの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	生活福祉課	「請求公文書の名称又は内容」欄の1～12については、口頭による情報提供をしている



No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H29.4.20	H29.4.14に公表された市職員の懲戒処分に関する調査報告書及び処分に至るまでの経過に関する書類	H29.5.8	部分公開	ア、H29.4.10付「ハラスメント苦情処理報告書」 イ、H29年度No.27起案書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査の諮問」 ウ、H29年度No.28起案書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会の招集等」 エ、H29年度No.32報告・復命書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会答申(報告)」 オ、H29年度No.33起案書「職員の懲戒処分」	アの文書について 「申立人・相手側・関係者の氏名と役職、個人が特定できる部分」 イの文書について 「『(2)対象者』中の氏名」 エの文書について 「『3.事案の概要』、『事実経過』、『4.事情聴取』、『5.処分の内容及び程度』、『処分理由』中の氏名」 オの文書について 「『辞令書』、『処分説明書』、『処分伝達』中の被処分者・対象者の氏名」 ↑ 上記いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	人事課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>アの文書について  「『5.事情聴取』、『6.委員会開催(事情聴取部分)』、『8.事実関係の把握』、『9.問題行為の事実確認』、『10.ハラスメントの認定』中の日付部分」  エの文書について  「『3.事案の概要』、『事実経過』、『4.事情聴取』の日付部分」  オの文書について  「『処分伝達』中の時刻部分」  ↑  上記いずれも他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
1						<p>アの文書について  「『5.事情聴取』、『6.委員会開催』、『8.事実関係の把握(客観的事実として認定した部分は除く)』の内容」  「『11.就労環境上の対応』の内容」  エの文書について  「『3.事案の概要』、『処分理由』の内容」  オの文書について  「『処分説明書』の理由の一部」  ↑  上記いずれも公開すると、関係者が意見や事情を説明することを躊躇し、将来同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>アの文書について 「申立人から出された申立書」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について 『(1) 諮問の概要』の説明、『(2) 対象者』の役職は、事実認定をする前の申立書の内容をまとめた部分であるため、決定された処分等の内容と比較した場合に憶測や疑念を生じさせることがある。そのため、当該情報を公開すると、人事担当部署、審査委員会等への不当な圧力につながり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>エの文書について 『4. 事情聴取』中の聴取者氏名は、公開すると、聴取者への不当な圧力につながるおそれがあり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
2	H29.4.21	学校給食従事職員の腸内細菌等検査業務委託に関する見積書の提出事業者名及び金額	H29.5.8	公開	H29年度No.464執行伺「学校給食従事職員の腸内細菌検査業務委託」の開札記録票		学務課	※任意的申出
3	H29.5.9	1、消費生活センターから●●●に電話した日時 2、消費生活センターからの電話にでた●●●の従業員(請求者)の会話の内容 3、どのような相談を受けて消費生活センターが●●●へ電話したのか	H29.5.22	部分公開	H29.8.10付「消費生活相談情報カード」	「相談者の氏名・住所・連絡先・年齢」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  「相談概要・処理結果概要の一部」は、特定個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	市民相談・交流課	※任意的申出
4	H29.5.11	東村山市の負担金・補助金・交付金の名称、金額、何の目的で支払われているのか当該内容が記載された一覧表 (H25～H29年度の予算及びH25～H27年度の決算資料)	H29.5.22	文書不存在		市の負担金、補助金及び交付金の名称、金額及び目的内容並びに各年度の予算及び決算を記載した一覧表は作成していないため、文書不存在	財政課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
5	H29.5.11	H23年度に公募された東村山市民スポーツセンターの指定管理者選定に係る下記書類 1、指定管理者に応募した団体の事業計画書一式(収支予算書を含む) 2、選定委員会の会議録 3、採点表	H29.5.22	部分公開	ア、東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書 イ、東村山市民スポーツセンター指定管理者選定委員会第1、2次審査評価集計書及び総括集計書	アの文書について「指定管理者と取引関係のある法人・団体・個人の名称及びそれらが特定できる写真」は、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  「選定事業者以外の事業計画書」は、事業者の未公表著作物であるとともに、その内容が法人の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。また  1位事業者と異なり今後指定管理業務を行うものではないから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>イの文書について 「各委員の採点結果の内 訳、2位以下の事業者名」 は、公開すると事業者間 の優劣について予断を与 え、当該事業者の競争上 の地位その他正当な利 益を害するおそれがあ る。また、1位事業者と異 なり今後受託業務を行う ものではないから公開を 受忍すべき立場にあると までは言えないため、条 例第6条第3号法人情報 に該当し非公開</p> <p>左記の請求内容2「選定 委員会の議事録」は、当 該文書を作成していない ため、文書不存在</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
6	H29.5.12	1、生活困窮者自立支援法関連事業の業務委託契約書及び当該契約書に付随する文書すべて (H29年度分) 2、H29年度1月～4月の間に生活困窮者自立支援法関連で厚生労働省及び東京都から東村山市に届いたすべての文書	H29.5.25	部分公開	ア、H29年度「東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託」委託契約書 イ、H29.2.3付「H28年度第2回生活困窮者自立支援法担当者会議」及びH29.4.28付「H29年度第1回生活困窮者自立支援法担当者会議」の配付資料	アの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  イの文書について「生活困窮者自立支援統計システムサポートデスクの担当者氏名」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  『生活困窮者自立支援統計システムの運用・保守等の対応について(別添2)』中の「ユーザーID及びパスワード」は、当該システムの特定の当事者以外の使用を制限し、外部の侵害から情報を保護する役割がある。当該情報を公開すると、特定の当事者以外の者に情報の漏えいが発生し、市の事務事業の公正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号エ行政運営情報に該当し非公開	生活福祉課	



No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
7	H29.5.12	H19年度～H29年度の一般会計歳出節別集計表及び性質別分類表	H29.5.22	部分公開	「東京都当初予算調 第5表 歳出内訳(性質別)」 (H20年度～H29年度)	「H29年度一般会計予算目的別・節別歳出調書」は、財務会計システム改修に伴い、当該様式がなくなったため、文書不存在	財政課	H28年度以前の「一般会計予算目的別・節別歳出調書」は、予算書に掲載しているため、情報提供をした。
8	H29.5.16	H28.4.1及びH29.4.1付「一般廃棄物指定収集袋製造及び配送委託」に係る下記書類 1、随意契約の結果 2、仕様書 3、契約業者名 4、指定袋種類ごとの1枚あたりの購入単価 5、見積合せ参加事業者 6、指定袋種類ごとの見積単価	H29.5.26	部分公開	ア、H28年度「一般廃棄物指定収集袋製造及び配送委託」 イ、H29年度「一般廃棄物指定収集袋製造及び配送委託」 ウ、随意契約理由書	ア、イの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	管理課	※任意的申出
9	H29.5.18	平成27年度の社会福祉法人●●●(▲▲▲も含めて)への指導監査の指導書類	H29.5.31	部分公開	H27年度No.219起案書「H27年度指導監査の結果について(通知)社会福祉法人●●●」	「▲▲▲に対する指導監査書類」について、当該指導監査は東京都が行っており、東村山市では指導監査に係る書類は保管していないため、文書不存在	地域福祉推進課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H29.5.18	H29年度6月議会定例会の議案第29号の原因となった●●●会計問題における職員の処分に係る書類(処分に至った経過を含む)	H29.6.1	部分公開	<p>ア、H29年度No.74起案書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査の諮問」</p> <p>イ、H29年度No.75起案書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会の招集等」</p> <p>ウ、H29年度No.100報告・復命書「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会答申(報告)」</p> <p>エ、H29年度No.104起案書「職員の措置について」</p>	<p>アの文書について 「起案書裏面『(2)対象者』中の氏名・役職」 「29東総人発第8号文書の『1.対象職員』中の氏名・役職」</p> <p>ウの文書について 「『4.事情聴取』中の対象者の氏名」 「『5.処分内容及び程度』中の現所属課、職名、氏名、元健康福祉部での職名」</p> <p>エの文書について 「起案書裏面『1.対象者』中の氏名・役職」 「『訓告』中の対象者の氏名・役職」 ↑ 上記いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>アの文書について 「起案書裏面『(1)諮問の概要』の一部分」 「29東総人発第8号文書の『2.諮問内容』の一部分」</p> <p>イの文書について 「起案書裏面『(3)案件』の一部分」 「29東総人発第9号文書の『3.案件』の一部分」</p>	人事課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
10						<p>↑            事実認定をする前の申立書の内容をまとめた部分であるため、決定された処分等の内容と比較した場合に憶測や疑念を生じさせることがある。そのため、当該情報を公開すると、人事担当部署、審査委員会等への不当な圧力につながり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>ウの文書について            『『4.事情聴取』中の聴取日』            『『5.処分内容及び程度』中の処分理由の一部』</p> <p>エの文書について            『『訓告』中の処分理由の一部』</p> <p>↑            上記いずれも他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「『3.事案の概要』中の法人に係る内容の一部」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「『3.事案の概要』中の内容の一部」は、公開すると、関係者が意見や事情を説明することを躊躇し、将来同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p> <p>「『3.事案の概要』中の過交付額」は、まだ確定していない情報であって、公開すると、相手方からの情報収集等の理解協力を得ることが困難になるおそれがある。したがって、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報であるため、条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開</p> <p>「『4.事情聴取』中の聴取者の氏名」は、公開すると、聴取者への不当な圧力につながるおそれがあり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
11	H29.5.22	会計監査の資格を持っている市職員 の氏名	H29.5.31	文書不存 在		市では会計監査に関する 資格保有を条件とした採 用試験を実施しておら ず、左記請求内容に該当 する職員の保有資格に 関する情報がないため、 文書不存在	人事課	